

2025年 新制度改定版

エッコロ制度 ガイドブック



エッコロとは？

この制度の愛称です。イタリア語で「はい、どうぞ」の意味。
気軽にケアしあうという気持ちを表現しています。

このマークは？

困った時に手を差し伸べて助け合うという想いが込められています。
一見すると可愛いウサギに見えますが、逆にしてみると
差し伸べた手が図案化されていることがわかります。

組合員 (本人)	氏名											
	組合員コード											支部

生活クラブ長野エッコロ制度ガイドブック
のQRコードです。
ホームページからも見ることができます。



生活クラブ生活協同組合・長野

2025 年エッコロ制度ガイドブック

目次			内容		ページ
はじめに			エッコロ制度ってなあに？／なぜエッコロ制度が必要なの？		P1
制度規定			生活クラブ長野の組合員がおこなう、エッコロ制度発の地域社会づくり		P2
			加入・解約／ケア者保険		P3
			ケアマニュアル		P4
			申請書提出から給付までの流れ／事前登録からケアまでの流れ		P5
			集団託児の注意事項		P6
分類	対象	番号	事由	ページ	
				説明	申請書
1 全体	加入者	1	コーディネーター ①集団託児	P7	P20
			コーディネーター ②集団託児以外	P7	P19
2 組合員活動保障	加入者	2-1	支部等の組合員活動を支えるためのケア（集団託児）	P7	P20 P21
	加入者	2-2	組合員活動を支えるためのケア	P7	P22
	加入者 家族族	2-3	活動中に事故で入院・通院したとき	P8	P22
	加入者	2-4	 事前登録 障がい・慢性持病・高齢・難病による共同購入に関わる活動のケア	P8	P23
			 ケア 障がい・慢性持病・高齢・難病による共同購入に関わる活動のケア	P8	P23
	加入者	2-5	班の共同購入品の配達・預かりのケア	P9	P25
	加入者	2-6	共同購入品の破損・動物被害・盗難および班備品の盗難が発生したとき	P9	P30
	加入者	2-7	活動中に対人・対物事故および車両による事故・盗難が発生したとき	P10	P30
	加入者	2-8	活動費などの盗難または火災・自然災害で消失したとき	P10	P29
	加入者	2-9	活動中の延長保育サービス利用補助	P11	P25
加入者	2-10	活動中の介護サービスの利用補助	P11	P25	
3 日常生活保障	加入者	3-1	ちょっと困ったときのケア	P12	P26
	加入者	3-2	出産・子供が生まれたとき	P13	P27
	加入者	3-3	 事前登録 自宅介護している・介護を必要としている加入者を支えるためのケア	P13	P23
			 ケア 自宅介護している・介護を必要としている加入者を支えるためのケア	P13	P24
	加入者 家族族	3-4	急な病気やケガで入院または通院したとき	P14	P28
	加入者	3-5	居住する住宅が災害により被害を受けたときのケア	P14	P29
	加入者	3-6	節目を迎えたとき	P15	P31
	加入者	3-7	亡くなったとき	P15	P31
加入者	3-8	健康診断を受けたとき	P15	P31	
4 補助	グループ	4-1	『つながりカフェ』開催の補助	P16	P32
		4-2	『エッコロひろば』開催の補助	P17	事務局
5 助成	グループ	5	『エッコロ基金』の助成申請	P18	
規約・細則・規程			エッコロ制度 規約		P33～P34
			エッコロ制度 細則		P35
			エッコロ基金 規程		P36

エコロ制度ってなあに？

エコロ制度は、困ったときに「お願い！」「はい、どうぞ」と言い合える、お互いさまの関係でたすけあう生活クラブ独自の制度です。

組合員全員加入を原則にみんなで少額のお金を出し合い、活動保障、日常生活のたすけあい、助成金のしくみに充てています。

エコロ制度の掛金からあなたが受け取ったり渡したりするケア金は、報酬ではなくたくさんの「ありがとう」の気持ちです。

なぜエコロ制度が必要なの？

1990年代以降、日本は急激な少子高齢化などにより将来的な福祉財源の確保が難しくなってきました。そして公的保障は介護や子育て、障がい者にとっては十分な保障が足りない状況となっています。

公的保障が弱体化する一方で、核家族化、地域社会の希薄化、女性の労働参画などの社会的な変化もあり、ハンデを背負った人への支えがなく孤立してしまっていることが社会問題にもなっています。

エコロ制度を通じて人の困りごとをみんなの問題として解決し、豊かな人間関係を地域に根付かせていく事が、高齢になっても、障がいを持っていても、子育てををしている、一人ひとりが生き生きと豊かな生活ができる地域社会をつくるきっかけとなるのではないのでしょうか。

エコロ制度を利用して豊かな人間関係づくりを進め、それが発展し社会弱者を助ける活動や、地域に必要なしくみをつくる活動につながることを目指しています。

生活クラブ長野の組合員がおこなう、 エコロ制度発の地域社会づくり

生活クラブ長野ではエコロ制度発足から 40 年が経過し、『生活クラブの福祉・たすけあい 8 原則』（詳細は P37 参照）の考え方で、地域にたすけあいを広めるための活動が少しずつ増えてきました。

～生活クラブ長野の福祉・たすけあい～

エコロケアグループ

エコロ制度を使った組合員のちょっと困ったときのお手伝いや、たすけあいを広める活動を支部でしています。

エコロひろば

エコロケアグループづくりをサポートする補助金制度です。

単協たすけあい福祉委員会で審査しています。

つながりカフェ

地域組合員同士の交流を深め、ちょっと困ったときにたすけあえる関係性をつくります。

単協たすけあい福祉委員会で審査しています。

エコロ制度相談窓口

エコロ制度について相談することができる支部の窓口です。

申請書の書き方や、ケア者が見付からないなどの相談ができます。



エコロ制度

組合員同士のたすけあい

たすけあい福祉委員会

“たすけあい”のしくみづくりを考えています。

福祉グループ

生活クラブの活動を通じて“たすけあい”による福祉の仕組みが必要だと感じた組合員が、地域住民とつながり事業性（NPO・W.Co）をもって地域福祉によるまちづくりを行います。

エコロ基金

生活クラブが目指す地域福祉活動に携わる団体の事業の立ち上げをサポートする助成金制度です。

エコロ基金審査会で審査しています。

長野ワーカーズ・コレクティブ連合会

暮らしやすい地域づくりを目指して、生活クラブ長野内で事業を行っているワーカーズ連合会です。地域に広がる福祉事業、組合員同士をつなぐ役割をととしてワーカーズ運動を推進していきます。組合員への学習会や、伴走支援をメニュー化し活用を呼びかけます。

❖ 加入・解約 ❖

1. 加入の条件

- 生活クラブ組合員であること。（加入者名は戸籍簿名で記入してください。）

2. 加入の方法

- 生活クラブに新規加入時、意向確認を持って加入となります。
- すでに組合員で未加入の場合は、たすけあい福祉委員または各センターまで連絡してください。

3. 効力の開始

- 新規加入申込用紙が受理された日からエッコロ制度の加入者となり効力が生じます。
- すでに組合員でエッコロ制度未加入者はセンターで受け付けた日からとなります。

4. 掛金

- 月額 120 円とし、毎月末に共同購入代金と一緒に集金します。
- 掛金は前払いですので月末に翌月分をいただきます。

5. 契約期間

- 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間です。
- 中途加入の場合、加入当日から 3 月 31 日までとなります。

6. 解約・更新・変更

- 解約は毎月受け付けます。
- 解約の申し出がない限り自動継続となります。
- お届け内容（住所・氏名・電話番号）に変更が生じた場合、速やかにセンターへ連絡してください。
- 生活クラブを脱退した場合は自動的に解約となります。

❖ ケア者保険 ❖

万一、ケア者がケアしている最中に事故が発生した場合に備えて『ケア者保険』制度があります。保障の範囲はケア者が出かけてから帰宅するまでの間です。但し、自動車での事故は対象外となります。

保険内容					
(1) 傷害保険（ケア者本人）…ケア者が事故に遭った場合に支払われます。 ・死亡：300 万円 ・入院：3,000 円／日（180 日間） ・通院：2,000 円／日（90 日間）					
(2) 賠償責任保険…ケア者がケア活動中の事故により、賠償責任を負った場合に支払われます。					
身体賠償	1 億円	(1 事故期間中)	財物賠償	1 億円	(1 事故期間中)
見舞金費用	30 万円	(1 事故)	管理財物	1 億円	(1 事故)
事故・対応費用	各 30 万円	(1 事故期間中)	人格権侵害賠償	30 万円	(1 事故)
示談交渉費用	1 億円	(1 事故)			
※免責金額(自己負担金額) 5,000 円					

※事故が発生した場合は、直ちに本部事務局まで連絡してください。
 生活クラブ長野 本部 (☎0266-24-0222)

❖ ケアマニュアル ❖

「ケア」って何？

体の具合が悪い時、家族が入院した時など誰かの手助けが欲しいと思ったことはありませんか？そんなちょっと困った時に、身近な人がお互いさまの気持ちでお手伝いをすることです。

「ケア者」って誰？

ケアをする人を「ケア者」と言います。

エッコロ制度の加入者であればどなたでもケアをすることができます。

「ケア」を依頼するとき

基本的に「ケア者」は依頼する人（申請者）が見つけます。

日ごろから支部や班で組合員同士のコミュニケーションをとる機会をつくりましょう。

「でも、なんだか申し訳なくて…」と思う方も、エッコロ制度をきっかけにし「エッコロ制度を使ってみたいんだけど」と声を掛け、ケアをお願いしてみましょう。

もし、班の中でケア者を見つけられない場合や個別配送の組合員は支部のエッコロケアグループに頼むこともできます。

エッコロ制度の活用方法もご案内していますので、詳しくはたすけあい福祉委員・エッコロ制度相談窓口・センターまでお問い合わせください。

「ケア金」とは？

ケアをおこなった時間 10 分あたり 100 円として限度額まで給付されます。

ケア時間は自宅からケアをした場所までの往復時間と打ち合わせ時間を含みます。

（2-5 共同購入品の配達・預かりのケアは一律500円です）。

考え方

「ケア金」は組合員みんなから集めた毎月 120 円の掛金の中から、ケアをしてくれたケア者へ「みんなのありがとう」という気持ちを込めて給付します。

誰が申請するの？

ケア金の申請はケアしてもらった人が申請します。

給付までの流れは P5「申請書提出から給付までの流れ」を参照。

代筆するとき

氏名は必ず本人が自署してください。

やむを得ず代筆する場合は、申請者の意向確認が必要です。

託児をするとき

託児は小学生以下が対象です。託児が可能かどうか保護者・ケア者の間で話し合って決めてください。障がいを抱える子供については年齢制限がありません。

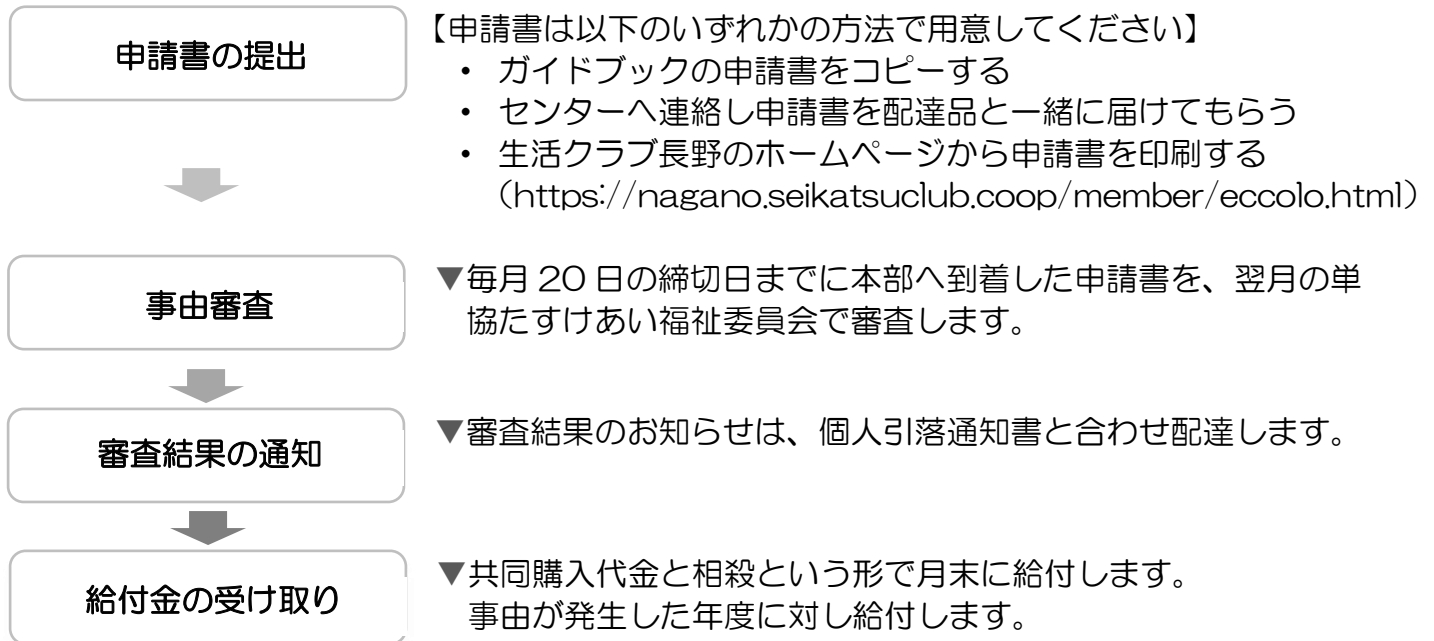
送迎するとき

自家用車を使った送迎は、道路運送法において違反行為となってしまうためエッコロ制度で給付はできません。

家族同士のケア

エッコロ制度は生活クラブの活動の人とのつながりの中から「困ったときはお互いさま」と言い合える関係づくりを目的としていますので、加入者同士であっても家族間のケアは対象となりません。

❖ 申請書提出から給付までの流れ ❖



※事由が発生した年度の翌年度に申請書を提出した場合、事由が発生した年度に対しての給付となります。

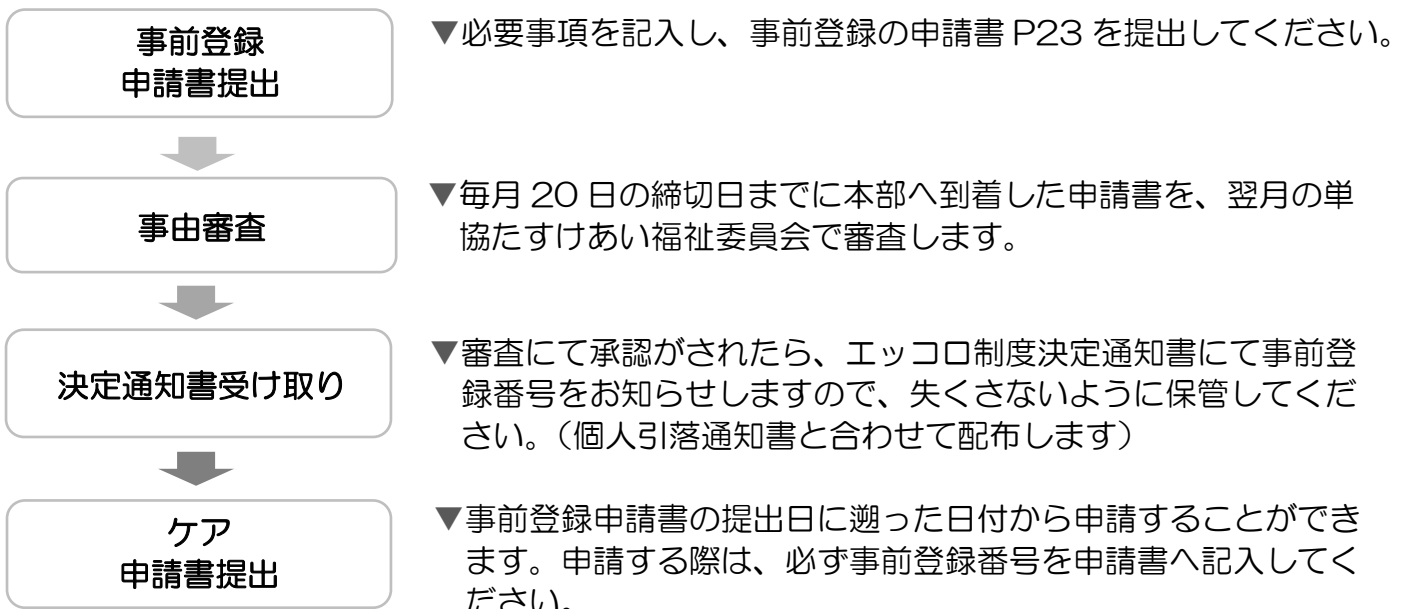
【例】 2025 年度分の給付となる場合



❖ 事前登録からケアまでの流れ ❖

限度額が高く長期的に活用できる下記の 2 つの事由は、事前に登録をする必要があります。

- ・ 2-4 障がい・慢性持病・高齢・難病による共同購入に関わる活動のケア
- ・ 3-3 自宅介護している・介護を必要としている加入者を支えるためのケア



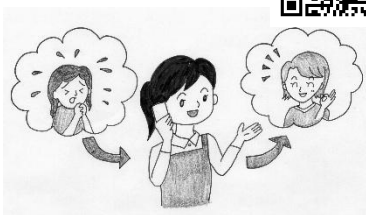
❖ 集団託児の注意事項 ❖

託児を依頼する組合員の方へ	
・	託児をする側・される側の保障の範囲は、エコロ制度ガイドブックに記載されている保障の範囲内です。
・	子供を預ける時、子供の健康状態を必ず託児ケア者に伝えてください。
※	アレルギーの有無など、事前に報告してある内容でも必ず伝えてください。 (例：「元気です」「咳気味です」など伝える)
・	子供の持ち物には必ず記名してください。
・	着替えやおむつ（必要な方）を持参し、託児ケア者にお渡しください。
※	おむつは預ける前に必ず取り替えてください。
・	託児中に親を求め泣き止まないなど、託児に支障をきたすと判断した場合は速やかに親の元へお返しします。

集団託児のルール

ルール	内容
保障の範囲	託児をする側・される側の保障の範囲は、エコロ制度ガイドブックに記載されている保障の範囲内です。
ケア時間	集団託児のケア時間は、自宅を出てから帰るまでの直行時間です。
交通費	交通費としてではなく、自宅から会場までの往復に掛かった時間をケア時間に含めて請求してください。 ※ケア者が会場へ行き準備をしていた際にキャンセルが出た場合でも請求出来ます。
ケア者の定義	集団託児は全組合員の加入を原則としたエコロ制度を活用します。 託児ケア者はエコロ制度に加入している組合員を基本とします。
事前集約方法	事前集約を基本とし、集約の際には①組合員名、②組合員の連絡先、③子供の年齢、④子供の名前、⑤子供の健康状態（アレルギーの有無含む）は必ず把握してください。 ※当日の託児依頼は基本的にはお断りをしてください。 ※当日になって託児依頼が予想される場合は、事前に託児ケア者を多めに確保してください。（託児ケア者の不足は避けてください）
コーディネーター	コーディネーターは託児の子供の人数に応じて託児ケア者を集約してください。
子供の人数と託児ケア者人数	・<u>2歳以上の子供の場合</u> 1人～6人までの場合はケア者2人、7人～9人まではケア者3人、子供が3人増えるごとにケア者が1人増える。 ・<u>2歳未満の子供がいる場合</u> 上記とは別に子供1人につき、必ずケア者1人を確保する。 ※子供が1人の場合、年齢に関わらずケア者は2人を確保します。（ケア者がトイレなどで不在になることを想定して） ※保護者が同室で近くにいる場合に限りケア者1人でも可とします。
ケア対象	対象となる子供は小学生までです。ただし、障がいを抱えている子供については年齢制限を設けないこととします。
注意事項（1）	託児中、原則として外遊びはおこなわないようにしてください。
注意事項（2）	託児ケア者は託児をおこなう前に、危険箇所・危険なもの（玩具など）はチェックしてください。 ※託児中、室内においても調理室、階段・自動ドア付近など危険な場所には子供を近づかせないでください。また、壊れた玩具や飲み込む恐れのある小さなものは持ち込まないでください。

1. 全体

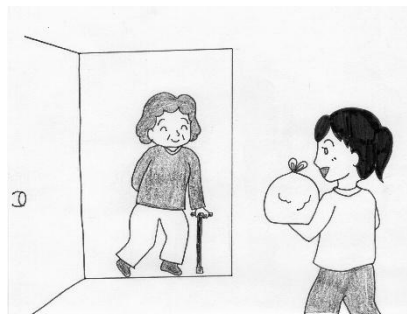
1	コーディネーター	対象	加入者	申請書	① P20
					② P19
申請書 ⇒  		① 集団託児		② 集団託児以外	
		コーディネーター料			
		ケア者 1 人 200 円		ケア者 1 人 300 円	
		補足事項			
		・依頼者とケア者を第三者がコーディネートした場合が対象（コーディネーターがケア者になる場合は対象外） ・集団託児以外の申請は 1 ヶ月ごと申請をおこなう			
事例	① 集団託児：支部イベントの託児ケア者を集めるため、組合員に電話をしてケア者を集めた。				
	② 集団託児以外：班内でケア者が見つからない加入者のため、エコロケアグループでケア者をコーディネートした。				

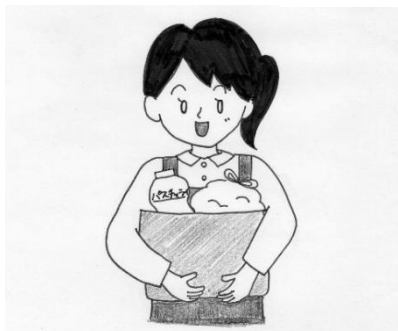
2. 組合員活動保障

2-1	支部等の組合員活動を支えるためのケア (集団託児)	対象	加入者	申請書	P20・P21
申請書 ⇒  		ケア金	限度額		
		10 分 100 円 + 300 円	1 事由 3,300 円まで		
		ケア内容			
		託児			
		補足事項			
		・ 託児の場合は小学生まで対象 ・ 障がいを抱えている子供は年齢制限なし ・ 集団託児はケア金にプラスして一律 300 円給付 (会場まで行くことや支部という組織で託児を担うという責任が生じるため)			
事例	・ 試食会の託児申し込みが 14 人の子供だったので、ケア者を 5 人集めて託児をお願いした。 ・ 班会のため、他の班の組合員 3 人に託児をお願いした。				

2-2	組合員活動を支えるためのケア	対象	加入者	申請書	P22
申請書 ⇒  		ケア金		限度額	
		10 分 100 円		1 事由 5,400 円	
		ケア内容			
		家事援助、託児、共同購入品の授受（班内のみ）、介護など			
		補足事項			
		・ 託児の場合は小学生まで対象 ・ 障がいを抱えている子供は年齢制限なし ・ 生活クラブの活動で人が集まる企画やイベントに対し、託児を行う場合は「2-1」が対象 ・ ケア者が自宅を出てから帰宅するまでの直行時間も含む ・ 自家用車を利用した送迎は対象外			
事例	・ 拡大のチラシまきの間、子供を預かってもらった。 ・ 委員会のため、病気の義母の昼食の世話をお願いした。				

2-3		活動中に事故で入院・通院したとき		対象	加入者 家族	申請書	P22
申請書 ⇒  		① 入院見舞金		② ケア金			
		3,000 円		10 分 100 円			
		治療費		限度額			
		実費		1 事由 50,000 円まで (見舞金・ケア金・治療費合わせて)			
		ケア内容					
		家事援助、託児、共同購入品の授受など					
		添付書類					
		・医療機関発行の治療費領収書などのコピー (病名など知られたくない箇所は黒塗り可)					
		補足事項					
		・見舞金は同じ事由で入院、通院を繰り返しても 1 回のみの保障 ・家族の範囲は同居に限る ・不慮の事故が対象 ・治療費には入院して治療した場合、その費用(実費)含む ※活動中とは、P34 組合員活動の定義を参照 ・ケア者が自宅を出てから帰宅するまでの直行時間も含む ・自家用車を利用した送迎は対象外 ・共同購入品の配達は、班を越えた配達も対象					
事例	・支部で実施した料理講習会で指を切ってしまい、その日の食事の世話を頼んだ。 ・入院中、消費材の配達をもらった。 ・子供と一緒にチラシまきをしているときに、子供が転倒して骨折してしまい入院した。						

2-4	障がい・慢性持病・高齢・難病による 共同購入に関わる活動のケア	対象	加入者	申請書	① 事前登録 P23
					② ケア P24
申請書 ⇒  	ケア金		限度額		
	10 分 100 円		年度 50,000 円まで		
	ケア内容				
	共同購入に関わること (注文用紙の代筆、共同購入品の授受、グリーンシステムの手伝いなど)				
	補足事項				
	・ ケアを依頼する前に事前登録が必要 ※詳細 P5				
	〔 事前登録用紙をセンターに提出し、単協たすけあい福祉委員会で承認を受けてから提出日にさかのぼって対象 〕				
	・ 事由発生証明書兼申請書は 1 ヶ月ごと提出				
	・ 高齢とは、高齢を理由として共同購入に関わる手助けが必要になったとき				
・ 共同購入品の配達は班内のケアのみ対象					
・ ケア者が自宅を出てから帰宅するまでの直行時間も含む					
事例	・ 目が悪くなったり、耳が遠くなってきたため、注文の相談をしながら一緒に記入してもらった。 ・ 膝痛で消費材を取りに行けなくなったので事前登録をしてから、配達とグリーンシステムのための回収をもらった。 ・ 高齢によって細かい字が見つらいので、事前登録してから注文用紙の記入をお願いした。 ・ パソコンやスマホを使って e くらぶでの注文方法を教えてもらった。				

2-5	班の共同購入品の配達・預かりのケア	対象	加入者	申請書	P25
申請書 ⇒  	ケア金		限度額		
	1 回 500 円		年度 1 回まで		
	ケア内容				
	班の共同購入品の配達・預かり				
	補足事項				
	・やむを得ず共同購入品を取りにいけない場合のみ対象 ・預かりケアは 1 晩以上預かった場合のみ対象 ・申請は事由が発生した年度の 1 回 (年度期間 4 月 1 日～翌年 3 月末日) ・消費材を注文していたことを忘れていた、取りに行くことを忘れていたという理由は対象外				
事例	・家を離れられない用事があり、消費材を届けてもらった。 ・急な仕事が入り消費材を取りに行くことが出来なくなったので、荷受に預かってもらい、次の日に取りに行った。				

2-6		共同購入品の破損・動物被害・盗難 および班備品の盗難が発生したとき		対象	加入者	申請書	P30
申請書 ⇒  		補償金		限度額			
		実費		1 事由 50,000 円まで			
		補足事項					
		・配達当日取りに行った場合に限る ・受取場所から自宅前までが保障範囲 ・配達日から翌日以内に「センター」、「エッコロ相談窓口」、「たすけあい福祉委員」のいずれかへ連絡（センターの留守番電話へ伝言を残すことも可） ・再発防止策をとること					
		① 破損					
事例		・使用に耐えないものが対象（自損含む）					
		② 動物被害					
		・荷受でストッカーや蓋付きの箱、配達されたコンテナをシートで覆うなどの対策をしている場合のみ対象					
		③ 盗難					
		・荷受でストッカーや蓋付きの箱、配達されたコンテナをシートで覆うなどの対策をしている場合のみ対象 ・共同購入品が配達された確認をセンターもしくはワーカーズへの確認が必要（班組合員については、班員全員の確認が必要） ・班備品：「購入代金×班員のエッコロ制度加入率」で給付					
① 破 損		・荷受先で消費材を運び出す際、つまずいて醤油のビンを割ってしまった。					
② 動物被害		・板を卵ケースの上に乗せてシートで被せておいたが、カラスに卵を取られてしまった。					
③ 盗 難		・ストッカーの中に入れておいたお米が盗まれた。 ・班で使用しているストッカーが盗まれた。					

2-7

活動中に対人・対物事故
および車両による事故・盗難が発生したとき

対象

加入者

申請書

P30

申請書⇒



① 対人・対物事故

② 車両事故・車両盗難

補償金

見舞金

実費

3,000 円

限度額

1 事由 50,000 円まで
(治療費・修理費合わせて)

1 事由 3,000 円まで

添付書類

対人の場合

車両事故の場合

治療費請求書などのコピー

修理費明細書や領収書などのコピー

対物の場合

車両盗難の場合

修理費明細書や領収書などのコピー

警察署の盗難受理番号

補足事項

- ・活動のために持ち出した所有物の自損も含む
- ・自動車、バイクの事故は対象外
- ・治療費には入院して治療した場合、その費用（実費）含む

- ・車両による事故は、自損事故で修理代がかかった場合のみ対象
- ・事故費用、盗難被害額の補償はありません

- ・事由発生から翌日以内に第 1 報を「たすけあい福祉委員」や「センター」へ連絡するか「センターの留守番電話へメッセージを残す」のいずれかの方法で連絡
- ・消費材を取りに行った際の事故も対象

事例

① 対人・対物事故

- ・チラシまきのとき、自転車に乗っていて他人にぶつかってケガをさせてしまった。
- ・料理講習会で使用するために自分の炊飯器を持って行ったが、不意に落としてしまった。

② 車両事故・車両盗難

- ・交流会のため公民館に出かけたとき、駐車場で車を電柱にぶつけてしまった。
- ・拡大のチラシ撒きをしているときに、駐輪しておいた自転車が盗まれた。

2-8

活動費などの盗難または火災・自然災害で消失したとき

対象

加入者

申請書

P29

申請書 ⇒



補償金

限度額

実費

1 事由（災害）50,000 円まで

班活動費

被害実額×班員のエコロ制度加入率

支部活動費

被害実額×支部のエコロ制度加入率

添付書類

火災・自然災害の場合

盗難の場合

罹災証明書のコピーまたは所定の書類

警察署の盗難受理番号

補足事項

- ・災害の規模により限度額を下げる場合あり

事例

- ・買い物中にロックされた車の中から活動費が盗まれた。
- ・自宅が火災に遭い、預かっていた活動費が焼失してしまった。
- ・自宅が床上浸水し、活動費、ストッカーが流されてしまった。

2-9		活動中の延長保育サービス利用補助		対象	加入者	申請書	P25
申請書 ⇒  		ケア金					
		実費					
		補助対象					
		延長保育					
		添付資料					
		領収書または利用したことがわかる明細のコピー					
		補足事項					
		・会議や企画が延びてしまいやむを得ず延長保育を利用した場合のみ対象 ・会議や企画が、延長保育を利用しなければならない時間設定であった場合は対象外					
事例	・支部の会議に参加したが、会議が終了予定時間から延びてしまい延長保育を利用した。 ・ブロックの企画にスタッフとして参加したが、片付けに時間が掛かってしまい延長保育を利用した。						

2-10 活動中の介護サービスの利用補助		対象	加入者	申請書	P25
申請書 ⇒  		ケア金		限度額	
		実費		1 事由 2,000 円まで	
		補助対象			
		デイサービスなど			
		添付資料			
		領収書または利用したことがわかる明細のコピー			
		補足事項			
		・同居している家族が介護を必要としている場合が対象			
事例	・家族の介護をしているため、支部の企画に参加している間デイサービスを利用した。 ・ブロックの企画にスタッフとして参加をするため、介護が必要な家族をデイサービスにあずけた。				

3. 日常生活保障

3-1

ちょっと困ったときのケア

対象

加入者

申請書

P26

申請書 ⇒



① 障がい・慢性持病・
高齢・難病・子育て

② その他

ケア金

10分100円

限度額

年度 10,000 円まで

年度 1,800 円まで

ケア内容

家事援助、託児、雑用など

補足事項

補足事項

- ・障がい、慢性持病、高齢、難病、子育て（小学生まで）を理由として困ったことがある加入者が対象

- ・左に記載している対象者以外の加入者が対象
- ・申請者が日常生活の中で困っていることが対象

- ・共同購入に関わることは対象外
- ・ケア者が自宅を出てから帰宅するまでの直行時間も含む
- ・自家用車を利用した送迎は対象外
- ・ケアをするための打合せをした際の時間と移動時間も対象

① 障がい・慢性持病・高齢・難病・子育て

- ・寒くなると足が痛むのでゴミ出しをお願いした。
- ・高齢で高いところの電球を交換することができないので、電球の買い出しと交換をお願いした。
- ・重い家具の移動や庭の手入れをお願いした。
- ・3歳児健診のとき、下の子の託児をお願いした。
- ・授業参観のとき、下の子の保育園のお迎えをしてもらった。

② その他

- ・旅行期間中、犬のエサやりと散歩を頼んだ。
- ・県外にいる子供のところに行くので、植木鉢の水やりをお願いした。
- ・義母の葬儀の日、留守番と家事援助をお願いした。
- ・パソコンやスマホの操作方法が分からなくなったので教えてもらった。
- ・着物や浴衣の着付けを手伝ってもらった。
- ・事前登録の承認が得られなかったが、打ち合わせにかかった時間と移動時間を申請した。

事例

3-2	出産・子供が生まれたとき	対象	加入者	申請書	P27
------------	--------------	----	-----	-----	-----

申請書 ⇒




① ケア内容	
ケア金	限度額
10分 100円	1事由 30,000円まで
ケア期間	ケア内容
妊娠～産後 1年まで	家事援助、病院内の付き添い、託児、配達など
② 出産祝	
【石けんセット（A・B・C）のいずれか1つ】＋【木のおもちゃ】	
補足事項	
・ 出産祝の申請はエコロ制度に加入している配偶者も対象 ・ 生まれた子供の人数に応じて申請書を提出 ・ 共同購入品の配達は、班を越えた配達も対象 ・ ケア者が自宅を出てから帰宅するまでの直行時間も含む ・ 自家用車を利用した送迎は対象外	

石けんセットA		石けんセットB		石けんセットC	
消費材名	数量	消費材名	数量	消費材名	数量
粒状石けん（香料有）	1	無添加針状石けん（香料無）	1	洗濯用液体石けん	1
酸素系漂白剤	1	酸素系漂白剤	1	洗濯仕上げ用リンス	1
洗濯仕上用リンス	1	洗濯仕上用リンス	1	固型石けん	1
石けんスプーン	1	炭酸塩	1	キッチン用液体石けん	1
固型石けん	2	石けんスプーン	1	ハンドソープ	1
キッチン用液体石けん	1	固型石けん	1		
		キッチン用液体石けん	1		
合計	7	合計	7	合計	5

事例

- ・ 赤ちゃんが生まれたので、出産祝の石けんセット B を選んで申請した。
- ・ 双子が生まれたので出産祝を申請し、石けんセット A を 2 セットもらった。
- ・ 次男の出産で入院中に長男の託児をしてもらった。
- ・ 産後 1 年まで消費材の配達を頼んだ。

3-3	自宅介護している・ 介護を必要としている加入者を支えるためのケア	対象	加入者	申請書	① 事前登録 P23 ② ケア P24
------------	-------------------------------------	----	-----	-----	------------------------

申請書 ⇒




ケア金	限度額
10分 100円	年度 50,000円まで
ケア内容	
介護のリフレッシュ、家事援助、託児、留守番など ※身体介護や医療行為など専門的なことは対象外	
補足事項	
・ ケアを依頼する前に事前登録が必要 ※詳細 P5 事前登録用紙をセンターに提出し、単協たすけあい福祉委員会で承認を受けてから提出日にさかのぼって対象 ・ 事由発生証明書兼申請書は 1 ヶ月ごと提出 ・ 介護の対象者は、障がい（障がい児も含む）・高齢・難病とする ・ 共同購入品の配達は班内のケアのみ対象 ・ ケア者が自宅を出てから帰宅するまでの直行時間も含む ・ 自家用車を利用した送迎は対象外	

事例

- ・ 買い物や美容院に行っている間、寝たきりの母の見守りをしてもらった。
- ・ 自宅で親の介護をおこなっており、リフレッシュのためにケアをお願いした。
- ・ 体が不十分」になり、庭の草取りや古紙の整理をもらった。
- ・ ゴミ出しを定期的をお願いした。
- ・ 手足が不自由になって家事がおもうようにできなくなったため、夕食の調理を一緒にしてもらった。

3-4

急な病気やケガで入院または通院したとき

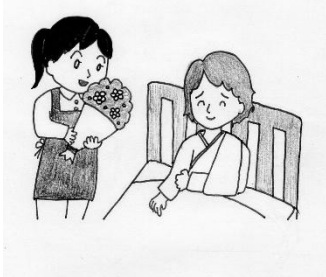
対象

加入者
家族

申請書

P28

申請書 ⇒



①入院見舞金（加入者のみ）

3,000 円

ケア金

10 分 100 円

限度額

② 加入者

1 事由 50,000 円まで
(入院見舞金・ケア金合わせて)

③ 家族

1 事由 20,000 円まで

ケア内容

家事援助、病院内の付き添い、看病、託児など

添付書類

- ・医療機関発行の治療費領収書のコピー
(病名など知られたくない箇所は黒塗り可)

補足事項

- ・慢性持病による通院や入院は対象になりません。ただし、突然の発作で医療機関へかかった場合は対象
- ・入院見舞金は加入者のみ対象。(入院した証明書類の添付が必要)
- ・ケアの対象期間には、医療機関へかかった後の自宅療養も含む
- ・1 つの病気やケガが1 事由です。限度額まで申請可能
- ・妊娠中の病気についても対象(切迫流産・切迫早産、帝王切開手術、死産なども対象)※ **3-2** との重複申請は不可
- ・家族の範囲は同居・別居を問わない
- ・共同購入品の配達、班を越えた配達も対象
- ・ケア者が自宅を出てから帰宅するまでの直行時間も含む
- ・自家用車を利用した送迎は対象外

事例

- ① 加入者・加入者本人が盲腸で5 日間入院したので見舞金の申請をした。
 ・加入者本人が体調不良で3 日間入院した際、病院へ付き添ってもらった。
 ・加入者本人が風邪で通院し、自宅で寝込んでいたときに夕食を作ってもらった。
- ② 家 族・急に子供の具合が悪くなり病院に付き添っている間、長女の幼稚園のお迎えと託児をお願いした。
 ・加入者本人が仕事で抜けられないとき、急病の家族の看病や身の回りの家事援助を頼んだ。

3-5

居住する住宅が災害により被害を受けたときのケア

対象

加入者

申請書

P29

申請書 ⇒



ケア金

10 分 100 円

限度額

1 事由 50,000 円まで

ケア内容

災害の後片付け、家事援助、託児など

補足事項

- ・加入者が居住する住宅が対象
- ・事由発生から1 年間までが対象
- ・ケア者が自宅を出てから帰宅するまでの直行時間も含む
- ・自家用車を利用した送迎は対象外
- ・災害の規模により限度額を下げる場合あり

事例

- ・大雨で床下の地下室が浸水したので、片づけを一緒に手伝ってもらった。
 ・自宅の台所がボヤで焼けて使えなくなったので食事を作ってもらった。また、長女の託児もお願いした。

3-6 節目を迎えたとき		対象	加入者	申請書	P31
申請書 ⇒  	御祝金				
	3,000 円				
	対象				
	満 60 歳、満 70 歳、満 80 歳、満 90 歳、満 100 歳				
	補足事項 ・誕生日を迎えてから、次の誕生日を迎える前日までに申請 ・誕生日前の申請、エコロ制度加入前に節目を迎えた場合は対象外				
事例	・今年 60 歳になったので御祝金の申請をした。				

3-7 亡くなったとき		対象	加入者	申請書	P31
申請書 ⇒  	弔慰金				
	5,000 円				
	補足事項 ・加入者が亡くなったときが対象 ・申請は加入者家族または班員に限る				
事例	・亡くなった加入者の家族に対して班員が弔慰金の申請をした。				

3-8		健康診断を受けたとき		対象	加入者	申請書	P31
申請書 ⇒  		補助金		限度額			
		実費		年度 1 回（500 円まで）			
		補助対象					
		有料の健診・人間ドックなど					
		添付書類					
		・領収書または結果通知書のコピー （病名など知られたくない箇所は黒塗り可）					
		補足事項					
・健診に掛かった金額が 500 円を下回る場合は実費補助							
・申請は事由が発生した年度の 1 回 （年度期間 4 月 1 日～翌年 3 月末日）							
事例		・市の健診を受診して 2,000 円かかったので領収書のコピーを添付して申請した。					

4-1 補助制度

❖ 『つながりカフェ』開催の補助❖

地域の組合員同士が知り合い、ちょっと困ったときにはケアを頼める関係を作っていけるように『つながりカフェ』の開催を進め、エッコロ制度を活用した「組合員同士のたすけあい」が広がっていく事を目指します。

『つながりカフェ』の目的		
地域組合員同士の交流を深め、ちょっと困ったときにたすけあえる関係性をつくれます。		
申請対象	・主催者組合員(エッコロ加入者)	
補助対象	・湯茶代、会場代	
補助金	・上限 2,000 円(実費)	
上限	・1 組合員主催開催数：年間 3 回	
人数	・組合員 4 名以上(主催者を含む)	
補足事項	・班会議との併用はできません。 ・他の補助金との併用はできません。	
提出物	提出書類	提出日
開催後	① 報告書兼補助申請書 ② 領収書のコピー	開催後 1 ヶ月以内
申請書	・ P32	

申請書・提出先
各センターブロック事務局

確認・審査・承認時期
毎月 20 日締め（本部到着分）の申請書を次月の単協たすけあい福祉委員会で確認・審査（承認）

4-2 補助制度

◆『エコロひろば』開催の補助◆

※『エコロひろば』申請にあたっては必ずブロック事務局と相談してから申請してください

組合員同士のつながりから、地域の組合員のちょっと困ったときにケアを頼めるグループを作るために『エコロひろば』の開催を進め、エコロ制度を活用した「組合員同士のたすけあい」から「地域のたすけあい」へ広がっていくことを目指していきます。

『エコロひろば』の目的	
子育てや介護などに関心をもって『エコロひろば』を開催し、様々な情報交換を通じて組合員同士の交流を深め、『エコロひろば』の開催を通してエコロ制度を活用したエコロケアグループ（以下、ケアグループ）づくりへつなげていきます。	
エコロケアグループとは	
エコロ制度で助けてもらいたいことがあったとき、これまでは班員に頼んだりして助けてもらいたい本人がケア者を探していました。しかし、班内の関係性の変化や就業率の高まりにより、自助努力でケア者を探すことが困難な場合があります。また、地域にたすけあいの関係づくりを目指したとき、元々ある人間関係だけに頼っているのは広がりを持たせることができません。そこで、ケアグループづくりを各支部で進めることで、困った人がいるときに手を貸してくれる人間関係をしくみとして形にしていきます。支部ごとに助け合える人をリスト化し、将来的なグループ化を目指してケアの対応をおこなっていきます。	

項目	単発企画①		長期企画		単発企画②	
目的	ケアグループづくりに向けた足掛かり		ケアグループづくり		ケアグループ立ち上げ後のスキルアップ	
申請対象	支部、グループ		支部、グループ		ケアグループ	
補助対象	・子育てや介護など、グループづくりのために考える機会として組合員同士が集まる場に対して補助 ※ 不特定多数が参加する単発のイベント、消費材の利用結集や試食会などは対象外		・年間計画の中で、ケアグループ立ち上げまでの組み立てが出来ている場合に対して補助 ・ケアグループ立ち上げ後、長期企画の申請から最長 2 年間は補助の対象 ※ 不特定多数が参加する単発のイベント、消費材の利用結集や試食会などは対象外		・ケアグループ立ち上げ後にスキルアップの為の機会に対し補助 ※ 不特定多数が参加する単発のイベント、消費材の利用結集や試食会などは対象外	
用途	湯茶代、会場代、講師代など		湯茶代、会場代、講師代など		湯茶代、会場費、講師代など	
更新	—		1 年ごと		—	
補助金	1 企画 2,000 円まで（実費）		1 企画 5,000 円まで（実費）		1 企画 6,000 円まで（実費）	
限度額	年度 2 回まで		半期 20,000 円まで		年度 2 回まで	
人数	参加者 4 人以上（原則、参加者は組合員）		主体者 2 人以上（原則、参加者は組合員）		ケアグループ登録者 6 名以上	
補足事項			1 年以上活動をおこなうことが原則			
	・ 期間内において同一グループによる他の補助企画との併用は不可					
提出物	提出書類	提出日	提出書類	提出日	提出書類	提出日
開催前	① 企画書	開催日の 1 ヶ月前	① 企画書	長期企画を実施する 1 ヶ月前	① 企画書	開催日の 1 ヶ月前
開催後	① 報告書兼補助申請書 ② ニュース等の広報物 ③ 領収書コピー	開催後 1 ヶ月以内	① 報告書兼補助申請書 ② ニュース等の広報物 ③ 領収書コピー	開催後 1 ヶ月以内	① 報告書兼補助申請書 ② ニュース等の広報物 ③ 領収書コピー	開催後 1 ヶ月以内

② 長期企画のみ	提出書類	提出日
中間報告（半年）	半年まとめ報告書	半年終了後 1 ヶ月以内
更新時（1 年）	年間まとめ報告書	更新時企画書と同時提出

申請書・提出先
各センターのブロック事務局

確認・審査・承認時期
毎月 20 日締め（本部到着分）の申請書を次月の単協たすけあい福祉委員会で確認・審査（承認）

5. 助成制度

❖ 『エコロ基金』の助成申請 ❖

※詳しくはブロック事務局までお問い合わせください

項目	内容	
基金の目的	・エコロ基金は、生活クラブ生活協同組合のめざす地域福祉のための基金とし、地域福祉活動に携わる団体の活動を経済的に支援します。 ・特に事業を開始する際に自力で調達が難しい初期費用を助成することで、福祉活動に取り組む団体を増やします。	
申請できる団体	・組合員活動から発展し、自立した事業として地域で活動を展開する福祉活動団体（法人格の有無は問わない） ・生活クラブ長野の運動グループとして、生活クラブと連携して地域福祉に取り組む団体	
助成する事業	・福祉事業立ち上げの初期費用 ・過去にエコロ基金より助成を受けた団体や既存の団体の新規事業 ・団体において方針化され、半年以内に実行する予定のある事業 ・新規事業については、応募団体の状況や事業の性格等を考慮し柔軟に判断します。	
用途	1) 対象となる用途（地域福祉事業立ち上げ初期費用 ※実費）	
	用途	内容
	改築費	福祉事業の運営に必要となる改築 等
	設備費	イス、机、棚、調理設備、通信機器、電話機器、事務機器 等
用途	2) 対象とならない用途	
	① 県や市町村からの助成等、その他から助成を受けた用途 [同時申請は許容します。ただし、他から助成が受けられた場合はそちらを優先し、審査・決定から除外する]	
	② 販売目的で購入した物の費用	
	③ 寄付	
	④ 資格や人材育成費用等、個人に帰属する経済的支援	
	⑤ 事業の運転にかかる経費	
助成金	1つの年度において、1事業が申請できる上限額は100万円	
提出物	提出書類	提出日
申請	① 申請用紙 （団体詳細・予算書・事業計画書） ※ プレゼンテーション資料にも活用します	第1回：4月1日締め切り 第2回：10月1日締め切り
助成承認後	② 助成金清算書	・助成金の受け渡しは、承認翌月から半年以内とします ・承認を受けた項目すべての費用清算が完了した日付から1ヶ月以内 ※ 但し、購入の初回～完了の期間は1ヶ月以内となるようにしてください
	③ 中間報告	事業開始から半年後
	④ 最終報告	事業開始から1年後

提出先

各センターのブロック事務局

確認・審査・承認時期

年2回のエコロ基金審査会でプレゼンテーション審査、決定後理事会で報告・承認



2025 年度改定版 エッコロ制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

< 全体 >

㊦ 事務局記入 No.

1 ② コーディネーター（集団託児以外）

1 申請者 記入欄	
支部	組合員コード
氏名 (自署)	
申請書提出日	西暦 年 月 日
事由発生日(ケア初日)	西暦 年 月 日

2 コーディネーター

★給付先：コーディネーター

No.	支部 グループ名	★ 氏名	組合員コード	1 人 300 円	
				ケア者数	申請金額
1				人	円
2				人	円
3				人	円
申請合計金額					円

3 依頼者

支部名	組合員コード	氏名
ケア依頼理由		

4 ケア者

No.	ケア者に依頼した日（西暦）	ケア者氏名	ケア者組合員コード	ケア内容
1	年 月 日			
2	年 月 日			
3	年 月 日			
4	年 月 日			
5	年 月 日			
6	年 月 日			
7	年 月 日			
8	年 月 日			

5 第三者証明 ※原則班員の第三者より証明を得てください（同エコロケアグループメンバー可）

「上記の内容を証明します」	支部 (班)	氏名 (自署)
---------------	-----------	------------

《個人情報の取り扱いに関する事項》

組合員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、（事由審査含む）及び制度の案内のためにのみ利用します。

㊤センター職員 記入		㊦本部事務局 記入	
受取日	職員確認	受取日	備考



2025 年度改定版 エッコロ制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

< 全体 >

㊦ 事務局記入 No.

1 ①	コーディネーター（集団託児）
------------	-----------------------

< 組合員活動保障 >

2—1	支部などの組合員活動を支えるためのケア（集団託児）
------------	----------------------------------

1	申請者 （ケア者以外の主催者 又は 企画関係者が記入）											
支部					組合員コード					氏名 (自署)		
申請書提出日	西暦	年	月	日	事由発生日(ケア日)	西暦	年	月	日			

2	企画											
企画名												
会場名							開催時間	:	~	:		

3	ケア者										★給付先：ケア者 / 1 人当たりの限度額 3,300 円（10 分 100 円+300 円）									
No.	支部	★ 氏名	組合員コード (右詰め)	時間				申請金額												
				移動往復	集団託児															
1				分	:	~	:	分	円											
2				分	:	~	:	分	円											
3				分	:	~	:	分	円											
4				分	:	~	:	分	円											
5				分	:	~	:	分	円											
6				分	:	~	:	分	円											
7				分	:	~	:	分	円											
8				分	:	~	:	分	円											

※ケア者が会場へ行き準備をしていた際に、キャンセルが出た場合でも請求可

申請合計金額	円
---------------	---

4	コーディネーター										★給付先：コーディネーター									
No.	支部 グループ名	★ 氏名	組合員コード	1 人 200 円																
				ケア者数	申請金額															
1				人	円															
2				人	円															
3				人	円															

■子供の人数と託児スタッフ数の確認

・2 歳以上の子供の場合

1 人～6 人までの場合はケア者 2 人、7 人～9 人まではケア者 3 人、子供が 3 人増えるごとにケア者が 1 人増える。

・2 歳未満の子供がいる場合

上記とは別に子供 1 人につき、必ずケア者 1 人を確保する。

※子供が 1 人の場合、年齢に関わらずケア者は 2 人を確保します。（ケア者がトイレなどで不在になることを想定して） ※保護者が同室で近くにいる場合に限りケア者 1 人でも可とします。

5		託児依頼者					
No.	ゲスト ○印	保護者		こども			備考
		支部名	依頼者氏名	名前	年齢	アレルギー	
1					オ	有 ・ 無	
2					オ	有 ・ 無	
3					オ	有 ・ 無	
4					オ	有 ・ 無	
5					オ	有 ・ 無	
6					オ	有 ・ 無	
7					オ	有 ・ 無	
8					オ	有 ・ 無	
9					オ	有 ・ 無	
10					オ	有 ・ 無	
11					オ	有 ・ 無	
12					オ	有 ・ 無	
13					オ	有 ・ 無	
14					オ	有 ・ 無	
15					オ	有 ・ 無	
16					オ	有 ・ 無	
17					オ	有 ・ 無	
18					オ	有 ・ 無	
19					オ	有 ・ 無	
20					オ	有 ・ 無	

6		第三者証明 ※第三者にあたる企画関係者から証明を得てください			
「上記の内容を証明します」	支部		氏名 (自署)		

<<個人情報の取り扱いに関する事項>> 組合員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、 (事由審査含む) 及び制度の案内のためにのみ利用します。				⑤センター職員 記入		④本部事務局 記入	
		受取日	職員確認	受取日		備考	



2025 年度改定版 エッコロ制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

1 申請する事由コードの左側空白へ○印を記入

< 組合員活動保障 >

⑪ 事務局記入 No.

	2-2	組合員活動を支えるためのケア（限度額：1 事由 5,400 円）
	2-3 ①	活動中に事故で入院・通院したとき（治療費・入院見舞金）
	2-3 ②	活動中に事故で入院・通院したとき（ケア）

2 申請者

支部		組合員コード								氏名 (自署)	
申請書提出日	西暦	年	月	日	事由発生日	西暦	年	月	日		

2-3 ① ② 対象：加入者・家族 / 限度額：入院見舞金・ケア金・治療費 合計 50,000 円

3 活動中に事故があった際の状況

4 請求項目の左側空白へ○印

【証明書類コピーの添付】治療費・入院費領収書

治療費（実費）	円	入院見舞金	3,000 円
---------	---	-------	---------

2-2 2-3 ② 2-3①のみの申請の場合、省略可

5 ケア内容 ※自家用車を利用した送迎は対象外

ケア者	ケア日・ケア内容	移動・ケア時間（10 分単位）
A		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分

6 ケア者 ※家族間のケアは対象外

★給付先：ケア者（10 分 100 円）

ケア者	★ 氏名	支部	組合員コード	合計時間	申請金額
A				分	円
B				分	円
C				分	円

※ケアの申請は一カ月ごとに申請書を提出

申請合計金額

円

7 第三者証明 ※原則班員の第三者より証明を得てください

「上記の内容を証明します」	支部		氏名 (自署)	
---------------	----	--	------------	--

＜個人情報の取り扱いに関する事項＞

組合員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、（事由審査含む）及び制度の案内のためにのみ利用します。

⑤センター職員 記入		⑥本部事務局 記入	
受取日	職員確認	受取日	備考



2025 年度改定版 エッコ制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので登録を申請します

事前登録

1 申請する事由コードの左側空白へ○印を記入

<組合員活動保障>

⑪ 事務局記入 No.

	2-4①	障がい・慢性持病・高齢・難病による共同購入に関わる活動のケア
--	------	--------------------------------

<日常生活保障>

	3-3①	自宅介護している・介護を必要としている加入者を支えるためのケア
--	------	---------------------------------

2 申請者

支部			組合員コード						氏名 (自署)					
申請書提出日	西暦			年	月	日	事由発生日		西暦			年	月	日

3 ケアを依頼する理由

お困りの状況を記入

4 ケアにあたっての確認

2-4	共同購入に関わる活動のケアが対象	了承します
3-3	身体介護や医療行為等の専門的なことは対象外 家事のお手伝いなどが対象	了承します
	配達ケアは班内のみが対象	了承します

※その他、審査に必要な情報があれば事務局よりご連絡する場合があります

5 第三者証明 ※原則班員の第三者より証明を得てください

「上記の内容を証明します」	支部		氏名 (自署)	
---------------	----	--	------------	--

＜個人情報の取り扱いに関する事項＞

組合員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、（事由審査含む）及び制度の案内のためにのみ利用します。

⑤センター職員 記入		⑪本部事務局 記入	
受取日	職員確認	受取日	備考



2025 年度改定版 エッコ制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

ケア

※ こちらの事由申請は、事前登録が必要です

1 申請する事由コードの左側空白へ○印を記入

<組合員活動保障>

⑪ 事務局記入 No.

2-4②

障がい・慢性持病・高齢・難病による共同購入に関わる活動のケア

<日常生活保障>

3-3②

自宅介護している・介護を必要としている加入者を支えるためのケア

2 申請者

支部		組合員コード							氏名 (自署)	
申請書提出日	西暦	年	月	日	事由発生日(ケア初日)	西暦	年	月	日	

3 事前登録番号

事前登録番号										事前登録番号がわからない場合 右側空白へ○印
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------------

4 ケア内容 ※自家用車を利用した送迎は対象外

ケア者	ケア日・ケア内容	移動・ケア時間 (10 分単位)	
A		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分

5 ケア者 ※家族間のケアは対象外

★給付先: ケア者 (10 分 100 円)

ケア者	★ 氏名	支部	組合員コード	合計時間	申請金額
A				分	円
B				分	円
C				分	円
D				分	円

※ケアの申請は一カ月ごとに申請書を提出

申請合計金額

円

6 第三者証明 ※原則班員の第三者より証明を得てください

「上記の内容を証明します」	支部		氏名 (自署)	
---------------	----	--	------------	--

《個人情報の取り扱いに関する事項》

組合員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、(事由審査含む) 及び制度の案内のためにのみ利用します。

⑤センター職員 記入

受取日

職員確認

④本部事務局 記入

受取日

備考



2025 年度改定版 エッコポイント制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

1 申請する事由コードの左側空白へ○印を記入

<組合員活動保障>

⑪ 事務局記入 No.

	2-5	班の共同購入品の配達・預かりのケア
	2-9	活動中の延長保育サービス利用補助
	2-10	活動中の介護サービスの利用補助

2 申請者 ※対象となる加入者

支部			組合員コード									氏名 (自署)	
申請書提出日	西暦	年	月	日	事由発生日	西暦	年	月	日				

3 各種必要事項

2-5

年度 1 回の事由発生 / 給付先：ケア者 / ケア金：500 円

ケア者氏名		組合コード								班名	
やむを得ず取りに行けなかった理由 ※事由発生日はケア日を記入											

2-9

給付先：申請者 / 補助金：実費

やむを得ず延長保育サービスを利用した理由											

2-10

給付先：申請者 / 補助金：実費(上限 2000 円)

介護サービスを利用した理由											

2-9

2-10

※2-5 のみの申請の場合、省略可

利用した日	時間	金額
年 月 日	: ~ :	円
年 月 日	: ~ :	円
年 月 日	: ~ :	円
年 月 日	: ~ :	円
年 月 日	: ~ :	円
年 月 日	: ~ :	円
年 月 日	: ~ :	円

4 第三者証明 ※原則班員の第三者より証明を得てください

「上記の内容を証明します」	支部		氏名 (自署)	
---------------	----	--	------------	--

《個人情報の取り扱いに関する事項》

組合員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、(事由審査含む) 及び制度の案内のためにのみ利用します。

⑤センター職員 記入

⑩本部事務局 記入

受取日

職員確認

受取日

備考



2025 年度改定版 エッコロ制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

1 申請する事由コードの左側空白へ○印を記入

<日常生活保障>

㊦ 事務局記入 No.

	3-1①	ちょっと困ったときのケア（障がい・慢性持病・高齢・難病・子育て）
	3-1②	ちょっと困ったときのケア（その他）

2 申請者

支部		組合員コード								氏名 (自署)	
申請書提出日	西暦	年	月	日	事由発生日(ケア初日)	西暦	年	月	日		

3 ケアを依頼する理由

該当する項目へ○印	①：障がい ・ 慢性持病 ・ 高齢 ・ 難病 ・ 子育て ②：その他
依頼理由	

4 ケア内容 ※自家用車を利用した送迎は対象外

ケア者	ケア日・ケア内容	移動・ケア時間 (10 分単位)
A		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分

5 ケア者 ※家族間のケアは対象外

★給付先：ケア者（10 分 100 円）

ケア者	★ 氏名	支部	組合員コード	合計時間	申請金額
A				分	円
B				分	円
C				分	円
D				分	円

※ケアの申請は一ヵ月ごとに申請書を提出

申請合計金額

円

6 第三者証明 ※原則班員の第三者より証明を得てください

「上記の内容を証明します」	支部		氏名 (自署)	
---------------	----	--	------------	--

《個人情報の取り扱いに関する事項》

組合員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、（事由審査含む）及び制度の案内のためにのみ利用します。

㊤センター職員 記入

㊦本部事務局 記入

受取日

職員確認

受取日

備考



2025 年度改定版 エッコポイント制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

1 申請する事由コードの左側空白へ○印及びアルファベットを記入

<日常生活保障>

㊦ 事務局記入 No.

3-2 ①	出産・子供が生まれたとき（ケア）
3-2 ②	出産・子供が生まれたとき（出産祝いすれか1セット+木のおもちゃ）
← 希望するセットのアルファベットを記入してください。（A・B・C）	

2 申請者 ※ケアと出産祝いを同時申請する場合、出産日を事由発生日へ記入

支部		組合員コード								氏名 (自署)	
申請書提出日	西暦	年	月	日	事由発生日	西暦	年	月	日		

3 詳細

出産日	西暦	年	月	日	(ふりがな) 子供の名前		性別	男・女
出産した病院名					申請者と子供の続柄(○印)	父親	・	母親

3-2 ① 出産祝いのみを申請する場合、省略可

4 ケア内容 ※自家用車を利用した送迎は対象外

ケア者	ケア日・ケア内容・依頼理由	移動・ケア時間 (10分単位)
A		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分

5 ケア者 ※家族間のケアは対象外

★給付先：ケア者（10分100円）

ケア者	★ 氏名	支部	組合員コード	合計時間	申請金額
A				分	円
B				分	円
C				分	円
D				分	円

※ケアの申請は一ヵ月ごとに申請書を提出

申請合計金額

円

6 第三者証明 記入欄 ※原則班員の第三者より証明を得てください

「上記の内容を証明します」	支部		氏名 (自署)	
---------------	----	--	------------	--

＜個人情報の取り扱いに関する事項＞

組合員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、（事由審査含む）及び制度の案内のためにのみ利用します。

㊦ センター職員 記入	㊦ 本部事務局 記入
受取日	職員確認
受取日	備考



2025 年度改定版 エッコロ制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

1 申請する事由コードの左側空白へ○印を記入

<日常生活保障>

㊦ 事務局記入 No.

	3-4 ①	急な病気やケガで入院または通院したとき（入院見舞金：3,000 円）対象：加入者
	3-4 ②	急な病気やケガで入院または通院したとき（ケア）対象：加入者
	3-4 ③	急な病気やケガで入院または通院したとき（ケア）対象：家族

2 申請者 ※ケアと見舞金を同時申請する場合、入院日を事由発生日へ記入

支部		組合員コード								氏名 (自署)	
申請書提出日	西暦	年	月	日	事由発生日	西暦	年	月	日		

3 詳細 ※持病の通院は対象外 ※傷病名を知られたくない場合未記入可

病院名		傷病名	
-----	--	-----	--

【証明書類コピーの添付】入院見舞金：入院費用領収書 ケア：治療費領収書または入院費用領収書

3-4 ② ③ 3-4①のみの申請の場合、省略可

4 ケアを依頼する理由

--

5 ケア内容 ※自家用車を利用した送迎は対象外

ケア者	ケア日・ケア内容	移動・ケア時間（10 分単位）	
A		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分
		: ~ :	分

6 ケア者 ※家族間のケアは対象外

★給付先：ケア者（10 分 100 円）

ケア者	★ 氏名	支部	組合員コード	合計時間	申請金額
A				分	円
B				分	円
C				分	円

※ケアの申請は一ヵ月ごとに申請書を提出

申請合計金額

円

7 第三者証明 記入欄 ※原則班員の第三者より証明を得てください

「上記の内容を証明します」	支部		氏名 (自署)	
---------------	----	--	------------	--

＜個人情報の取り扱いに関する事項＞

組合員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、（事由審査含む）及び制度の案内のためにのみ利用します。

㊤ センター職員 記入

㊦ 本部事務局 記入

受取日

職員確認

受取日

備考



2025 年度改定版 エッコロ制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

1 申請する事由コードの左側空白へ○印を記入

<組合員活動保障>

⑪ 事務局記入 No.

2-8

活動費などの盗難または火災・自然災害で消失したとき

<日常生活保障>

3-5

居住する住宅が災害により被害を受けたときのケア

2 申請者

支部		組合員コード							氏名 (自署)	
申請書提出日	西暦	年	月	日	事由発生日	西暦	年	月	日	

3 被害状況 又は ケアを依頼する理由

2-8

給付先：申請者 1 事由(災害)：限度額 50,000 円

【証明書類コピー添付】火災・自然災害：請求書・領収書等 / 盗難：警察署の盗難受理番号

該 当 コ ー ド	盗難 ・ 火災 ・ 自然災害	申請金額		円
	被害活動費：班 ・ 支部 ・ その他 ()	被害実額	円×エッコロ加入率	%

3-5

※自家用車を利用した送迎は対象外

給付先：ケア者 / 1 事由(災害)：限度額 50,000 円

ケア者	ケア日・ケア内容	移動・ケア時間 (10 分単位)
A		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分
		: ~ : 分

※家族間のケアは対象外

★給付先：ケア者 (10 分 100 円)

ケア者	★ 氏名	支部	組合員コード	合計時間	申請金額
A				分	円
B				分	円
C				分	円

※ケアの申請は一ヵ月ごとに申請書を提出

申請合計金額

円

4 第三者証明 記入欄 ※原則班員の第三者より証明を得てください

「上記の内容を証明します」	支部		氏名 (自署)	
---------------	----	--	------------	--

＜個人情報の取り扱いに関する事項＞

組合員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、(事由審査含む) 及び制度の案内のためにのみ利用します。

⑤ センター職員 記入

⑪ 本部事務局 記入

受取日

職員確認

受取日

備考



2025 年度改定版 エッコロ制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

1 申請する事由コードの左側空白へ○印を記入

<日常生活保障>

㊦ 事務局記入 No.

	2-6	共同購入品の破損・動物被害・盗難および班備品の盗難が発生したとき
	2-7	活動中に対人・対物事故および車両による事故・盗難が発生したとき

2 申請者

支部		組員コード		氏名 (自署)	
申請書提出日	西暦 年 月 日	事由発生日(被害・事故日)	西暦 年 月 日		

3 被害状況

連絡日時	月 日 時頃

4 該当する連絡先に○印を記入 ※事由発生から翌日以内に連絡。

センター留守電	職員名:	エコロ相談窓口名、たすけあい福祉委員名:
---------	------	----------------------

5 各種必要事項

2-6

給付先: 被害者 / 補償金: 1 事由 (1 度の被害) / 限度額 50,000 円

被害の種類 (該当するものに○印)	共同購入品 ①破損 ②動物被害 ③盗難	消費材: 備品
保管状況		
今後の対策		
配達日	月 日	消費材を取りに行った日 月 日 時頃
被害者氏名	組員コード	被害品目
		個数
		金額 (税込)
		円
		円
		円
合計金額 (申請金額)		円

2-7

給付先: 申請者 / 限度額: ①合計 50,000 円 (実費) ②見舞金 3,000 円

活動内容			
発生場所		①対人事故	治療費 円
被害者名・破損物		①対物事故	修理費 円
【証明書類コピー添付】 事故: 請求書・領収書等/盗難: 警察署の盗難受理番号		②車両事故・盗難	見舞金 3,000 円

6 第三者証明 記入欄 ※原則班員の第三者より証明を得てください

「上記の内容を証明します」	支部	氏名 (自署)
---------------	----	------------

≪個人情報の取り扱いに関する事項≫

組員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、(事由審査含む) 及び制度の案内のためにのみ利用します。

㊦ センター職員 記入

㊦ 本部事務局 記入

受取日

職員確認

受取日

備考



2025 年度改定版 エッコロ制度 事由発生証明書兼申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

1 申請する事由コードの左側空白へ○印を記入

<日常生活保障>

㊦ 事務局記入 No.

	3-6	節目を迎えたとき
	3-7	亡くなったとき
	3-8	健康診断を受けたとき

2 申請者 ※対象となる加入者

支部			組合員コード							氏名 (自署)		
申請書提出日	西暦	年	月	日	事由発生日	西暦	年	月	日			

3 各種必要事項

3-6

給付先：申請者 / 御祝金：3,000 円

該当する節目に○印		満60歳	満70歳	満80歳	満90歳	満100歳			
生年月日	西暦	年	月	日	節目を迎えた日 (事由発生日)	西暦	年	月	日

3-7

給付先：加入者 / 弔慰金：5,000 円

死亡者氏名 (対象：加入者)				死亡者組合員コード						
死亡年月日 (事由発生日)	西暦	年	月	日	脱退届は提出しましたか?	はい ・ いいえ				
申請者と死亡者の続柄 (該当に○印)		家族 ・ 親戚 ・ 兄妹 ・ 班員 ・ その他 ()								

3-8

年度 1 回の事由発生 / 給付先：申請者 / 補助金：500 円

健康診断費用が 500 円を下回る場合は金額を記入 (実費補助の為)				円	
検診日 (事由発生日)	西暦	年	月	日	【証明書類コピーの提出】領収書・結果通知書

4 第三者証明 記入欄 ※原則班員の第三者より証明を得てください

「上記の内容を証明します」	支部		氏名 (自署)	
---------------	----	--	------------	--

《個人情報の取り扱いに関する事項》

組合員から収集した個人情報は、制度の維持管理、給付手続き、(事由審査含む) 及び制度の案内のためにのみ利用します。

㊤ センター職員 記入		㊦ 本部事務局 記入	
受取日	職員確認	受取日	備考



2025 年度改定版『つながりカフェ』開催報告書 兼 補助申請書

以下の事由が発生しましたので給付金を請求します

■代表者（主体者）

開催企画書提出日： 年 月 日

支部名	企画名
氏名	組合員コード

開催場所	開催日
	年 月 日
2025 年改訂版エコロ制度ガイドブック P16 に記載されている目的に沿った形で記入してください	開催時間
	: ~ :

企画内容 ※書ききれない場合は別紙でも可

参加者

支部名	組合員コード	氏名

費用精算（実費）

※企画補助 1企画2000円まで
※申請には領収書のコピーが必要です。

▼ 以下、事務局記入

項目	金額	(限度回数年度3回)	ブロック事務局	福祉政策課	単協たすけあい福祉委員会
	円	費用合計金額			
	円	円	/	/	/
	円	補助金申請金額	印	印	印
	円	円			

エコロ制度規約（生活クラブ長野）

第一章 総則

第1条（目的）

生活クラブエコロ制度（以下エコロ制度という）は、生活クラブ生活協同組合（以下生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

第2条（活動内容）

生協は加入者から掛金を受取り、期間中に発生した以下の事由に対して保障を行なうものとします。

1. 全体
 - (1) コーディネーター
2. 組合員活動保障
 - (2-1) 支部等の組合員活動を支えるためのケア（集団託児）
 - (2-2) 組合員活動を支えるためのケア
 - (2-3) 活動中に事故で入院・通院したとき
 - (2-4) 障がい・慢性持病・高齢・難病による共同購入に関わる活動のケア
 - (2-5) 班の共同購入品の配達・預かりのケア
 - (2-6) 共同購入品の破損・動物被害・盗難および班備品の盗難が発生したとき
 - (2-7) 活動中に対人・対物事故および車両による事故・盗難が発生したとき
 - (2-8) 活動費などの盗難または火災・自然災害で消失したとき
 - (2-9) 活動中の延長保育サービス利用補助
 - (2-10) 活動中の介護サービス利用補助
3. 日常生活保障
 - (3-1) ちょっと困ったときのケア
 - (3-2) 出産・子供が生まれたとき
 - (3-3) 自宅介護している・介護を必要としている加入者を支えるためのケア
 - (3-4) 急な病気やケガで入院または通院したとき
 - (3-5) 居住する住宅が災害により被害を受けたときのケア
 - (3-6) 節目を迎えたとき
 - (3-7) 亡くなったとき
 - (3-8) 健康診断を受けたとき
4. 補助
 - (4-1) 『つながりカフェ』開催補助
 - (4-2) 『エコロひろば』開催補助
5. 助成
 - (5) エコロ基金による福祉事業立ち上げのための初期費用

第3条（たすけあい福祉委員会の設置）

エコロ制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「たすけあい福祉委員会」を設置します。

第4条（たすけあい福祉委員会の議決事項）

たすけあい福祉委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) エコロ制度事由発生時の処理に関する事項
- (2) エコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エコロ制度事業案の策定に関する事項
- (4) その他エコロ制度運営上必要とされる事項

第二章 契約

第5条（加入者の範囲）

加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とします。

第6条（加入手続）

生協に新規加入した組合員は、エコロ制度を導入している支部（支部大会決定）の場合、生協加入時の意向確認に基づき、エコロ制度にも加入するものとします（セット加入制度）。導入していない支部では加入できません。セット加入制度以前に生協加入したエコロ未加入者は所定の用紙で申請します。

第7条（掛金及び払込方法）

1. 制度掛金は月額120円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払い込むものとします。
2. 制度掛金の払込方法は、別に定める細則によります。

第8条（効力の開始）

効力の開始は申込みが受理された日からとします。

第 9 条（制度金の受取人）	
1. 給付金の受取人は加入者本人及びケア者とします。 2. 加入者が死亡した時は次の号に掲げるものとしその順位は各号の順にします。 ① 加入者の配偶者 ② 加入者の死亡当時生計を一つにしている子・父母（配偶者の父母を含む）	
第 10 条（制度期間）	
1. 契約期間は 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとし、契約期間の中途における解約はできないものとします。 2. 解約方法は別に定める細則によります。	
第 11 条（契約の変更）	
加入者は契約の成立後、次の変更が生じた時は遅滞なく生協に届け出るものとします。 （1）加入者の氏名の変更 （2）加入者の住所・電話番号の変更 （3）加入者の班または支部の変更	
第 12 条（契約の消滅）	
加入者が生協を脱退した時消滅します。	
第三章 給付金の申請と給付	
第 13 条（事由発生の報告）	
生協に報告が必要な事由が発生した場合、速やかに事由発生状況を生協に報告するものとします。	
第 14 条（給付金の支払請求）	
制度事由が発生したときは、細則に定める申請書類を作成し、原則班員の証明を得てから生協に提出するものとします。	
第 15 条（給付金の支払）	
1. たすけあい福祉委員会は申請のあった事由内容を規約および細則に沿って審査し、生協が支払うものとします。 2. 給付金は、エッコロ制度に加入している組合員に対して支払います。ただし、1 年以上組合員活動を休止している組合員は対象外です。 3. 給付金額が高額な事由については、事務局から確認をおこないます。	
第 16 条（時効）	
事由が発生したときから 1 年間給付金の請求手続きを怠ったとき、生協は給付金の支払い義務を免れます。	
第 17 条（調整）	
給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じた時はたすけあい福祉委員会において調整するものとします。	
第四章 エッコロ制度の実施方法	
第 18 条（業務委託）	
生協はエッコロ制度活動を行なうため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。	
第 19 条（細則）	
生協はこの規約に定めるもののほか、エッコロ制度活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則にもとづいて活動するものとします。	
第 20 条（附則）	
1. この規約は1986年7月1日から施行するものとします。 2. この規約の改定は生協の理事会において行なうものとします。 3. この改定規約は1987年7月1日から施行するものとします。 4. この改定規約は1988年8月1日から施行するものとします。 5. この改定規約は1990年7月1日から施行するものとします。 6. この改定規約は1991年7月1日から施行するものとします。 7. この改定規約は1992年4月1日から施行するものとします。 8. この改定規約は1994年4月1日から施行するものとします。 9. この改定規約は1996年4月1日から施行するものとします。 10. この改定規約は1998年4月1日から施行するものとします。 11. この改定規約は2002年4月1日から施行するものとします。	12. この改定規約は2006年4月1日から施行するものとします。 13. この改定規約は2008年4月1日から施行するものとします。 14. この改定規約は2010年7月1日から施行するものとします。 15. この改定規約は2012年7月1日から施行するものとします。 16. この改定規約は2014年7月1日から施行するものとします。 17. この改定規約は2016年7月1月から施行するものとします。 18. この改定規約は2017年7月1月から施行するものとします。 19. この改定規約は2019年7月1月から施行するものとします。 20. この改定規約は2021年7月1月から施行するものとします。 21. この改定規約は2025年7月1月から施行するものとします。

＜生活クラブ エッコロ制度細則＞

第1条（総則）

エコロ制度規約（以下「規約」という）第19条にもとづき、エコロ制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

第2条（ケアおよびケア者の定義）

1. 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行なう者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。家族間によるケアは給付対象となりません。
2. 組合員間の契約によって金銭の授受が発生する場合（大型班・くらすて班、コミュニティ班など）、該当する項目は給付対象から除外することとします。

第3条（組合員活動の定義）

規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大行動、各種資料およびチラシ配布、組合員の各種委員会・集会、イベント、共同購入品の授受などとし、組合員に同行している家族も含みます。また、留守番をしている未就学児を含みます。

第4条（集団託児の定義）

規約に規定する「集団託児」とは、組合員活動の各種委員会・集会の主催者が出席予定組合員に事前に託児の有無を確認してケア者を集め同一施設内で託児ケアを行なうものをさします。尚、この場合に限りゲストと呼ばれる未加入者の子供も一緒に託児することを認めています。

第5条（家族の定義）

規約に規定する「家族」とは、同居・別居問わず親・子・配偶者・祖父母・孫・兄弟姉妹とします。

第6条（事故の定義）

規約に規定する「事故」とは、急激且つ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下のとおりとします。

- (1) 交通事故
- (2) 火災および火焰による不慮の事故
- (3) 不慮の中毒
- (4) 不慮の溺没
- (5) 不慮の墜落
- (6) 不慮の打撲
- (7) 天災
- (8) その他たすけあい福祉委員会が特に認めたもの

第7条（入院の定義）

1. 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。
2. 「病院」とは医師法に定める病院または診療所とします。ただし、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。
3. 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。
4. 同一病気・同一事故に起因する入院は入退院を繰り返しても1回の入院とします。

第8条（自宅療養の定義）

「自宅療養」とは家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

第9条（居住する住宅の定義）

1. 規約に規定する「居住する住宅」とは、加入者が日常生活を営むために居住している住宅で、自家、借家、借間を問わないものとします。
2. 物置、納屋、塀、垣根、車庫その他の付属構築物も含みます。

第10条（災害の定義）

【自然災害】 暴風、豪雨、豪雪、竜巻、洪水、浸水、地震、噴火

【人為災害】 地盤沈下、火災、戦争 【その他】 たすけあい福祉委員会が特に認めたもの

第11条（契約期間をまたがる事由の取扱い）

事由が契約期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。

第12条（掛金の払込み方法）

規約第7条の掛金の払い込み方法は、毎月度の共同購入品代金の支払いと同一の方法で払い込むものとします。

第13条（解約方法）

1. 規約第10条の2で規定する解約方法は、所定の解約届けを提出するものとします。
2. 解約を申し出ない場合は、制度契約はさらに1年間継続するものとします。

第14条（附則）

1. この細則は1986年7月1日から施行するものとします。
2. この細則の改定は生協の理事会において行なうものとします。
3. この改定細則は1987年7月1日から施行するものとします。
4. この改定細則は1988年8月1日から施行するものとします。
5. この改定細則は1990年7月1日から施行するものとします。
6. この改定細則は1992年4月1日から施行するものとします。
7. この改定細則は1994年4月1日から施行するものとします。
8. この改定細則は1996年4月1日から施行するものとします。
9. この改定細則は1998年4月1日から施行するものとします。
10. この改定細則は2002年4月1日から施行するものとします。
11. この改定細則は2006年4月1日から施行するものとします。
12. この改定細則は2008年4月1日から施行するものとします。
13. この改定細則は2010年7月1日から施行するものとします。
14. この改定細則は2012年7月1日から施行するものとします。
15. この改定細則は2014年7月1日から施行するものとします。
16. この改定細則は2016年7月1日から施行するものとします。
17. この改定細則は2017年7月1日から施行するものとします。
18. この改定細則は2019年7月1日から施行するものとします。
19. この改定細則は2021年7月1日から施行するものとします。
20. この改定細則は2023年7月1日から施行するものとします。
21. この改定細則は2025年7月1日から施行するものとします。

エコロ基金規程

第1条（目的）

エコロ基金は、生活クラブ生活協同組合・長野（以下、生協）が目指す地域福祉活動のための積立金とし、たすけあいの社会化を目指して地域福祉活動に携わる団体活動の経済的支援を目的とします。

第2条（名称）

この基金の名称を「エコロ基金」とします。

第3条（徴収と管理）

エコロ制度加入者より集金する毎月の掛金 120 円のうち 10 円をエコロ基金として積み立て、エコロ基金規程に基づき、生活クラブ長野地域福祉の具体化に活用します。

第4条（使途）

エコロ基金の使途は、地域福祉活動に基づいて行う地域福祉関連事業の初期費用に限定して活用するものとします。

第5条（運営）

エコロ基金の運営は単協たすけあい福祉委員会（以下、委員会）が担うものとします。

第6条（管理責任と運営）

管理責任は理事会が負うものとします。日常運営は委員会、審査はエコロ基金審査会（以下、審査会）に委任します。また毎年度の総代会において基金の管理運営状況について報告し、承認を受けるものとします。

第7条（委員会・審査会の検討事項）

委員会と審査会は、生協の総代会、理事会の決定に基づき次の事項を決議します。

1. 単協たすけあい福祉委員会 ・ エコロ基金の運営及びスケジュールを広報します。
2. 審査会 ・ 年度ごとの助成総額を決定
・ 助成審査

第8条（予算の執行）

審査会にて決定し、理事会に報告・承認することとします。

第9条（事業計画および収支予算）

収支予算書類は対象となる団体が作成し、審査会へ提出することとします。

第10条（事業報告および収支決算用紙）

事業報告および収支決算書類は、対象となる団体が作成し、審査会へ提出することとします。

第11条（広報）

1. 委員会はエコロ基金によって行われる事業であることを、助成を受けた団体に対し広報するように推進します。また、該当する事業年度終了後の結果報告についても同様とします。
2. 委員会はエコロ基金によって事業の助成が行われた際、組合員に向けた広報をします。

第12条（規程の改廃）

この規程の改廃が必要になった場合は、理事会の議決を経て行うものとします。

第13条（雑則）

この規程に定めるほか、必要な事項については理事会での議決によります。

第14条（附則）

1. この規程は 2021 年 7 月 1 日から施行するものとします。
2. この規程は 2025 年 7 月 1 日から施行するものとします。

◆ 生活クラブの福祉・たすけあい8原則 ◆

日本では世界で類を見ない速度で少子高齢化が進んでいます。ゆたかな人の関係に支えられた、希望のもてる、持続可能な地域づくりが急務の課題です。

私たち生活クラブの福祉活動は、利用者、家族、地域市民、事業者、働く人など、多様な利害関係者（ステークホルダー）が相互に協力しながら展開してきました。誰もが当事者として、自己決定にもとづいて生きるしるみを積み重ねてきたことが誇るべき特長です。

この強みを各地の生活クラブ、運動グループ、提携生産者が共有し、その地域に必要な機能を描き、「福祉の自給ネットワークづくり」をめざして、「生活クラブの福祉・たすけあい8原則」を定めます。

1 多様性

一人ひとりがちがいを認めあいながら、対等につながり、よろこびを分かち合える社会をめざします。

2 尊厳の尊重

生まれた時から最期の日まで、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域をつくります。

3 参加型社会

子育て、介護、社会的孤立を地域全体の課題と考え、お互いにたすけあう参加型のしるみをつくります。

4 働きがいのある人間らしい仕事

生活と仕事が調和し、社会をゆたかにする多様な働き方・働く場をつくります。

5 居場所づくり・役割づくり

あらゆる人が、心おだやかに楽しく過ごせる居場所づくり・役割づくりをすすめます。

6 子育て支援

子供が笑顔で暮らせるように、地域全体で、子供支援・親支援に取り組みます。

7 介護支援

介護する人・受ける人がどちらも、安心して毎日を過ごせるようサポートします。

8 社会的孤立への支援

貧困と孤立を見過ごさず、寄り添い、伴走することで自立を後押しします。

*2016年6月22日 生活クラブ連合会 第27回通常総会承認

*その後も全国の生活クラブ生協やグループ関連団体によって見直しを重ねています
(最新改定 2019年5月)

エコロ制度の申請書提出は各配送センターへ

岡谷センター	☎ 0266-24-0211			
	FAX 0266-24-0292			
〒394-0002 長野県岡谷市赤羽 2-3-47				
【諏訪ブロック】	◇岡谷支部 ◇原支部	◇下諏訪支部 ◇茅野支部	◇上諏訪支部	◇富士見支部
上田センター	☎ 0268-71-5036			
	FAX 0268-71-5667			
〒389-0512 長野県東御市滋野字下原乙 4442-11				
【上田ブロック】	◇上田支部 ◇坂城支部	◇東部支部 ◇小諸支部	◇丸子支部 ◇佐久支部	◇武石支部 ◇軽井沢支部
長野センター	☎ 026-272-6011			
	FAX 026-272-7055			
〒387-0001 長野県千曲市雨宮 2374				
【長野ブロック】	◇長野北支部 ◇須坂支部	◇長野中央支部 ◇戸倉・上山田支部	◇長野南支部 ◇高山支部	◇更埴支部 ◇小布施支部
伊那センター	☎ 0265-98-9822			
	FAX 0265-76-8200			
〒399-4511 長野県上伊那郡南箕輪村菅沼 8864-1				
【伊那ブロック】	◇辰野支部 ◇飯田支部	◇箕輪支部 ◇豊丘松川支部	◇伊那支部 ◇駒ヶ根支部	◇南箕輪支部
松本センター	☎ 0263-87-0276			
	FAX 0263-87-0206			
〒390-0834 長野県松本市高宮中 4-20				
【松本ブロック】	◇塩尻支部 ◇波田支部	◇松本支部 ◇穂高支部	◇豊科支部 ◇三郷支部	◇山形支部
本部	☎ 0266-24-0222			
	FAX 0266-24-0253			
〒394-0002 長野県岡谷市赤羽 2-3-47				